

平塚市小規模特認校の実施に関する要綱

(令和7年5月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき就学すべき小学校の指定を変更することを認める小規模の特定の小学校（以下「小規模特認校」という。）の実施について必要な事項を定める。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、平塚市立土屋小学校とし、小規模特認校への就学を認める学年は、全ての学年とする。

(募集人数)

第3条 小規模特認校に就学できる児童数は、当該小規模特認校に在籍する児童数を勘案し、教育委員会が小規模特認校の校長と協議の上で決定する。

(就学時期及び就学期間)

第4条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、小学校を卒業するまで当該小規模特認校に就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認められるときは、小規模特認校の校長と協議の上、当該児童を規則第4条の規定により指定する小学校に転入させることができる。

(就学の申請)

第5条 小規模特認校に就学の申請をすることができる児童は、市内に住所を有する者又は就学の前日までに本市に転入を予定している者とする。

- 2 小規模特認校に就学を希望する児童の保護者は、別に定める期間内に、小規模特認校指定変更申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(面談)

第6条 小規模特認校への就学を希望する保護者及び児童は、前条の規定による申請をする前に、別に定める小規模特認校の校長及び教育委員会の面談を受けるものとする。

(就学等の決定)

第7条 教育委員会は、前条の面談の結果を基に小規模特認校の校長と協議した上で就学の可否を決定し、当該児童の保護者及び小規模特認校の校長に「小規模特認校指定変更決定通知書（第2号様式（1）又は第2号様式（2））」により通知する。

- 2 第3条の規定により決定した募集人数を上回る申請があったときは、教育長が別に定める方法により選考を行う。

(就学後の遵守事項)

第8条 小規模特認校に就学した児童の保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 小規模特認校の教育活動等に協力すること。
- (2) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。

(中学校への就学)

第9条 規則第6条の規定により、小規模特認校を卒業する見込みである児童が当該小規模特認校の通学区域の範囲を通学区域とする中学校への就学を希望するとき
は、学校教育法施行細則（昭和62年教育委員会規則第2号）第8条の規定による
学校指定の変更の申立てを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。